

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年12月26日（金）第3072号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 規 則

- ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（※）  
（障害福祉課取扱い） 1

## 告 示

- 保安林の指定（森づくり推進課取扱い） 1  
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 2  
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援  
医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3  
○特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件）（水産振興課取扱い） 3  
○地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 3  
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 4

## 県立病院局企業管理規程

- 鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程（※）（県立病院課取扱い） 4

## 規 則

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第55号

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

ハートピアかごしまの設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年鹿児島県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項の規定により医療受給者証の交付を受けている者

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

## 告 示

## 鹿児島県告示第1183号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所

肝属郡錦江町神川字出水塚6558番1，6558番2

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は，定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び錦江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1184号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市大隅町中之内字不動平1193番7，1193番11，1193番15，1194番3，1198番1，1198番10，1198番33から1198番35まで，字外戸迫2985番6，字川頭3232番7，字椋段3541番2，3541番4，字地藏谷5640番7，5641番1，5641番2，5641番5（次の図に示す部分に限る。），字陣ノ尾7142番3，7142番4，7145番1，字牧ノ谷7200番3，7201番1，7201番2

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は，択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は，省略し，その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第1185号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

曾於市末吉町岩崎字霧島ノ段6508番2，6509番1から6509番4まで，6510番2，字山路ヶ迫6673番1，末吉町諏訪方字下原1825番，1826番，1827番1，1827番3，1828番2，1828番6，1829番1，1830番，1831番，1832番1，1832番2，1833番，末吉町二之方字東方2844番15，2845番，2849番1，2849番3，字松原2866番1，2866番2，2867番2，2875番，2876番1，2876番2，2877番2，字松ヶ迫4844番1，4844番3，4846番2，字小牧谷頭4982番9

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び曾於市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 鹿児島県告示第1186号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ほーらしゃ薬局	大島郡和泊町手々知名775番地1	平成26年 11月30日	育成医療・更生医療

## 鹿児島県告示第1187号

出水郡長島町鷹巣1928番地3 水口良則及び出水郡長島町鷹巣121番地1 濱尚栄からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 長島町山門野、川床、鷹巣、浦底、諸浦及び獅子島区域（東町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主としてまき網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第1188号

出水郡長島町鷹巣28番地13 邑山進二及び出水郡長島町諸浦1743番地2 濱島正男からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 区域及び区分

- 1 区域 長島町山門野、川床、鷹巣、浦底、諸浦及び獅子島区域（東町漁業協同組合の地区）
- 2 区分 主として棒受網漁業を営む漁業

## 鹿児島県告示第1189号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

宇検村	平成24年11月1日から 平成26年2月28日まで	地籍図及 び地籍簿	宇検村屋鈍及び平田の各一 部	平成26年 12月17日
-----	------------------------------	--------------	-------------------	-----------------

**鹿児島県告示第1190号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を認可したので，次のとおり告示する。

平成26年12月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
南さつま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 加世田都市計画下水道事業
  - (2) 名称 加世田都市下水路
- 3 事業施行期間（変更なし）  
平成23年8月5日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**県立病院局企業管理規程**

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年12月26日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

**鹿児島県立病院局企業管理規程第7号**

鹿児島県立病院事業職員就業規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員就業規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業）

第4条の3 職員の配偶者同行休業の取扱いについては，鹿児島県職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年鹿児島県条例第61号）に定める配偶者同行休業の例による。

附 則

この規程は，平成27年1月1日から施行する。